

沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱

制 定 平成 27 年 3 月 31 日付け農計第 2236 号
最終改正 令和 8 年 5 月 14 日付け農計第 188 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を図るため、多面的機能支払交付金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2253 号農林水産事務次官依命通知）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2855 号農林水産省生産局長通知及び平成 28 年 4 月 1 日 27 農振第 2219 号農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）に基づく補助金の交付等に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村及び沖縄県多面的機能保全推進協議会（以下「推進組織」という。）に補助金を交付するものとする。その交付に関しては、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第 2 条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表 1 及び 2 に定めるとおりとする。

(相互流用の禁止)

第 3 条 別表 1 の事業の欄に掲げる 1 又は 2 の経費と 3 の経費の相互間の流用をしてはならない。

(補助金の交付申請及び補助金交付決定前着手)

第4条 補助金の交付を申請しようとする市町村及び推進組織は、毎年度知事が定める日までに、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 推進交付金実施要領に基づき、補助金の交付を受けようとする市町村及び推進組織は、補助金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届(第1号の2様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を市町村及び推進組織に送付する。

(補助金の概算払申請)

第6条 市町村及び推進組織は、補助金の概算払を受けようとするときは、各四半期ごとに補助金概算払請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業内容及び経費の配分の変更)

第7条 市町村及び推進組織は、補助金事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な変更を除く)しようとするときは、変更(中止又は廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、別表1の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

(完了予定日の変更)

第8条 市町村及び推進組織は、補助金事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金事業の遂行が困難となった場合においては、補助金事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助金事業の遂行が困難となった理由及び補助金事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 市町村及び推進組織は、補助金の交付決定を受けた年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、遂行状況報告書(第4号様式)を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、第6条に定める概算払請求書をもって代えることができる。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村及び推進組織に対して事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条に基づく実績報告については、補助金の交付の決定のあった年度の3月31日までに第5号様式により実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第11条 知事は、前条に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村及び推進組織に通知する。

- 2 知事は、市町村及び推進組織に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、市町村及び推進組織が、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が定める日以内とすることができる）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(決定の取り消し)

第12条 知事は、次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町村及び推進組織が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 市町村及び推進組織が、補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村及び推進組織が、補助金事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の精算払請求)

第13条 市町村及び推進組織は、補助金の精算払を受けようとするときは、事業補助金精算払請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限及び管理)

第14条 規則第20条第2号の規定に基づく知事の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とし、その処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)は推進交付金交付等要綱第22条第2項に定めるところによる。

- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。なお、前項に定める財産については、処分制限期間内において、知事の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(第7号様式)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業の効率的推進)

第15条 市町村及び推進組織は、本要綱の補助金事業に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進を図られるよう留意するものとする。

(証拠書類等の保管)

第16条 市町村及び推進組織は、事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第 17 条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所管の農林水産振興センター又は農林土木事務所を経由しなければならない。

附則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日より施行し、平成 27 年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日より施行し、平成 28 年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日より施行し、令和 3 年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は令和 4 年 10 月 12 日より施行し、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。ただし、第 9 条第 1 項については、施行日以降より適用するものとする。

附則

この要綱は令和 7 年 4 月 30 日より施行し、令和 7 年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は令和 8 年 5 月 14 日より施行し、令和 8 年度予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第2条、第3条及び第7条関係)

事業	経費の内容	補助率等	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地維持支払交付金	実施要綱別紙1により、県が市町村に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費	当該事業費の75%以内		事業実施主体の変更
2 資源向上支払交付金	実施要綱別紙2により、県が市町村に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費	当該事業費の75%以内		事業実施主体の変更
3 多面的機能支払推進交付金	(1)推進交付金交付等要綱第3第1項第1号の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、県が市町村に対し交付する補助金に要する経費 (2)推進交付金交付等要綱第3第1項第1号の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、県が推進組織に対し交付する補助金に要する経費	定額		事業実施主体の変更

別表2(第2条関係)

1 多面的機能支払交付金				
(1)農地維持支払交付金	地目	①国の助成による農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	②国の助成と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	
	田	1,050円以内	2,100円以内	
	畑	690円以内	1,380円以内	
	草地	90円以内	180円以内	
(2)資源向上支払交付金				
ア 地域資源の質的向上を図る共同活動(以下「資源向上活動(共同)」という。)	地目	①国の助成による資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	②国の助成と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた資源向上活動(共同)の実施に必要な補助金の10アール当たりの交付単価	
	田	600円	1,200円	
	畑	360円	720円	
	草地	60円	120円	
イ 施設の長寿命化のための活動(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)	地目	①資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する国の10アール当たりの交付単価	②資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた補助金の10アール当たりの交付単価	
	田	2,200円以内	4,400円以内	
	畑	1,000円以内	2,000円以内	
	草地	200円以内	400円以内	
ウ 組織の広域化・体制強化	①組織の広域化・体制強化に対する国の設立される1組織当たりの交付額		②組織の広域化・体制強化に対する国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた補助金の設立される1組織当たりの交付額	
	(ア)	広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	20万円	40万円
	(イ)	3集落以上又は50ha以上200ha未満	2万円	4万円
		200ha以上1,000ha未満又は特定非営利活動法人	4万円	8万円
1,000ha以上		8万円	16万円	
2 多面的機能支払推進交付金	事業1(1)又は(2)が行われている市町村及び推進組織に対する交付額			
	定額			